

第2章 ベトナム

－コメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会－

岡江 恭史

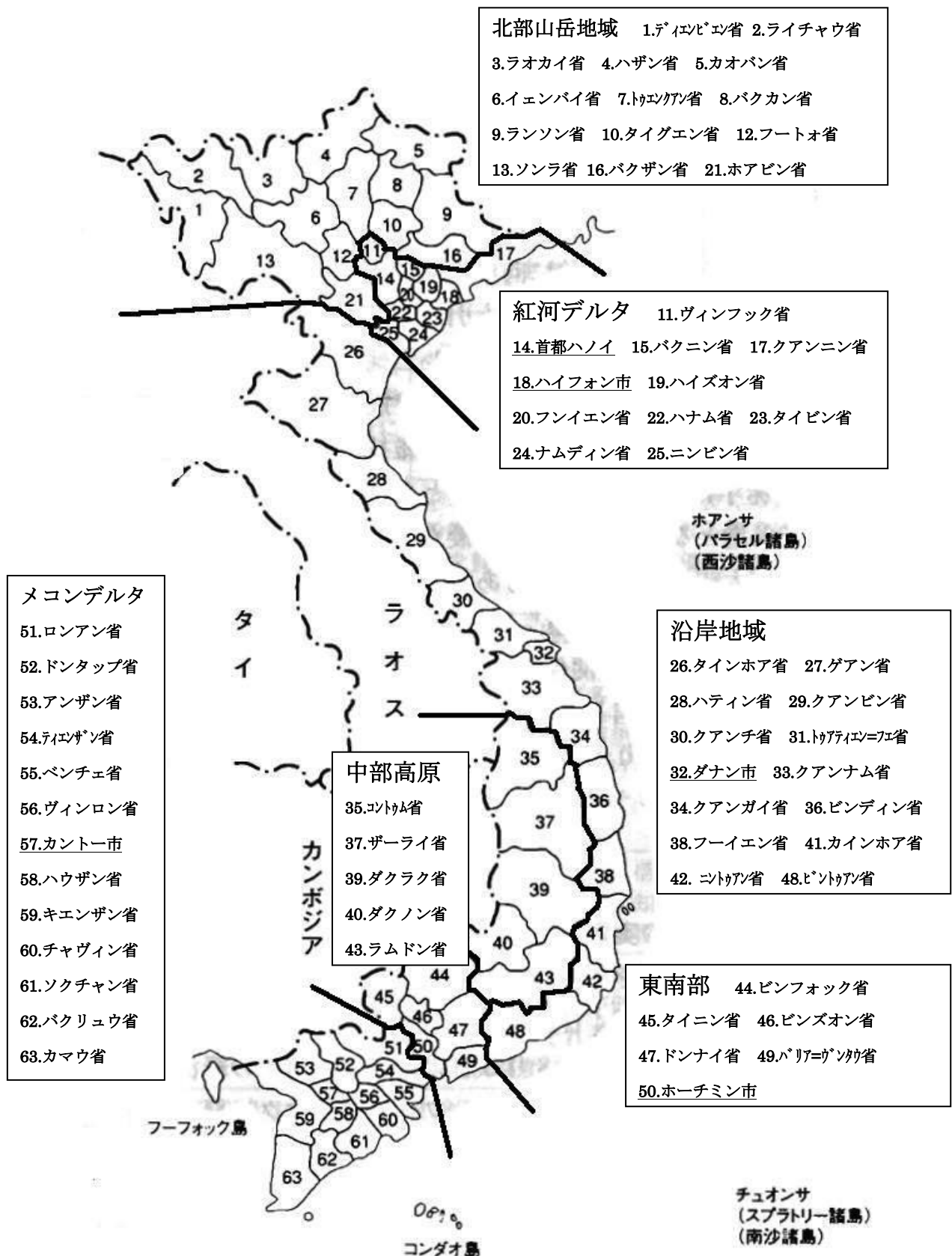
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選ぶ（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）など日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、コメの一大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場においても日本市場においても重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カンター市）が存在する^①が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ」「北部山岳地域」「沿岸地域」「中部高原」「東南部」「メコンデルタ」という地域区分も用いられる。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。農業では、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下の通りである。まず「1. 歴史編」において、ベトナムの市場移行の特徴と農村社会の特徴をまとめる。「2. 現状編」において、ベトナムの稲作の概要と関連する政策を紹介し、生産制約要因についても考察する。「3. 事例分析編」において、筆者自身のハイズオン省における調査を紹介して、農家経済・農地問題について考察する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

1. 歴史編ーベトナムの市場移行と農村社会ー

(1) 市場移行論とベトナム

20 世紀における世界最大の出来事の一つが、ロシアから始まった社会主義統制経済体制の成立とその崩壊であることに異議を唱える者は少ないであろう。20 世紀末に共産党支配体制が崩壊した旧ソ連・東欧に比べて、中国・ベトナム・ラオスは 21 世紀初頭の現在でも共産党一党支配の政治体制を堅持している。しかしこれらの国々も経済体制に関しては、同じく 20 世紀末から大きく市場経済化へと舵を切り、現在では旧ソ連型の統制経済体制とは大きく異なったものになっている。

このような（旧）社会主義国の市場移行を分析する枠組みを考えるために、まずショック療法（shock therapy）と漸進主義（gradualism）という二つの移行戦略に関する議論を整理する。ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。IMF や世界銀行が途上国や旧社会主義国に推し進めたこの移行戦略は、これらの機関の所在地から一般に「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれている。具体的には、①財政規律強化②公共支出の優先順位③租税改革④金融の自由化⑤為替レートの一歩化⑥貿易の自由化⑦海外直接投資の参入障壁撤廃⑧国営企業の民営化⑨経済活動の規制緩和⑩所有権の確保の 10 項目(Williamson 1994)における全面的な改革によって価格メカニズムを機能させる戦略である。これに対して徐々に市場経済化を進める漸進主義を採用した代表的な国は中国である。ショック療法採用国は、その後ほぼ一様にマイナス成長（特にロシアでは政治混乱も）に悩まされたのに対して、漸進主義を採用した中国は経済の安定と経済成長を両立した(中兼 2010)。

上記の議論の中でベトナムは一般的に中国と同じ漸進主義に分類されることが多い。しかし、ベトナムは 1989 年には当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げて実質金利を正の水準に保つ、②国営企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の四つの政策が講じられた。この改革について世界銀行の報告書では、「ベトナムの大胆な改革」は中国よりも東欧諸国に近い(World Bank 1996)と評している。それにも関わらずベトナムが漸進主義に分類されることが多いのは、中国と同様に共産党支配体制を維持しているからであろう。つまり、「移行」を論じるときに経済的な面だけに限定する場合と政治的な問題も含む場合があることが議論を混乱させている。逆に共産党支配体制を終わらせた国でも、ハンガリーやウズベキスタンのように経済的な移行は比較的漸進主義的な路線を歩んだ国もある（第 1 表参照）。

第 1 表 経済と政治の市場移行戦略ごとの各国分類

		市場移行の経済政策	
		ショック療法	漸進主義
政治体制 の移行	共産党体制崩壊	東ドイツ、ポーランド、ブルガリア、 ルーマニア、チェコスロバキア、 ロシア、モンゴル	ハンガリー、 ウズベキスタン
	共産党体制維持	ベトナム ^注	中国

出典：筆者作成。

注：ただし後述のように、ベトナムは農業の脱集団化に際しては漸進主義的だった。

むしろベトナムの事例は共産党支配体制下で（つまり政治的な移行なしに）、経済的にはショック療法的な移行を成し遂げた希有な例として、その市場移行を検討する価値がある。上記のような議論を踏まえて、次項からはベトナムの市場移行の過程を中国との違いに留意しつつ検討し、ショック療法的な改革を導入したにもかかわらず共産党支配体制を維持できた理由として、農村社会の存在を指摘する。

（２）市場移行の過程

１）移行前の体制

1945 年 8 月、日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、仏領インドシナでは共産主義者を中心とするベトミン（ベトナム独立同盟）が蜂起し権力を奪取した（8 月革命）。翌月 2 日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた。ディエンビエンフーの戦いでベトミン軍がフランス軍を破ると、フランスは北ベトナム撤退を余儀なくされることになる。一方南部ではフランスの再占領が成功し、1949 年に阮朝最後の皇帝バオダイによる親仏政権（ベトナム国）が樹立された。結局 1954 年 7 月のジュネーブ停戦協定によって、フランス軍の撤退と 2 年後の南北統一選挙の実施が合意された。当協定によって一時の平和を得た共産政権は、北部において土地を地主から強制的に安価で買い上げて貧農に分配する土地改革を実施した。土地改革によって一人あたり土地面積はほぼ平準化し、食料生産も増大した。

1949 年の中国における共産政権の誕生（中華人民共和国成立）と翌年の朝鮮戦争によって、アメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955 年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム（ベトナム国）首相ゴ・ディン・ジェムはバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり（ベトナム共和国成立）、ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは、ソ連や中国における農業集団化にならって 1958 年から初級農業生

産合作社（以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石 1993）。

ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に工業製品を高く売り、農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した（ラヴィーニュ 2001）。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を理解するために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党（北ベトナムの支配政党）中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し、40,422 の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次 5 カ年計画（1961～65 年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが、1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。

農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず 1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、集団農業生産は生産のインセンティブを欠くものであっても、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分かち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった。このような戦時下の経済のあり方を古田元夫は「貧しさを分かちあう社会主義」と読んでいる（古田 2009）。北ベトナムでは 1965 年時点ですでに全農家の 90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級 25.1%、高級合作社 65.0%）が、これが 75 年には 95.6%（初級 2.5%、高級 93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石 1993）。

ベトナムでは配給制度はバオカップと呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国

営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955 年）にはコメと布だけであったが、65 年には 26 品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。

このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することになる（古田 2009）。

2）ドイモイへの道

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976 年末に開催されたベトナム共産党第 4 回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ（Nguyen Sinh Cuc 1995）。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため、1970 年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第 1 図の 50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）以上の買い上げを行った。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を強力に示したため、中央レベルでも 1979 年 8 月にベトナム共産党第 4 期第 6 回中央委員会総会が第 6 回決議を出し、計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン 2010）。この改革は「新経済政策」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ²⁾にならった、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩となった（三尾 1988）。

さらに 1981 年 1 月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の拡大に関する共産党中央書記局 100 号指示」（DCSVN1981）によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。同指示下の稲作作業では、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業を農民個人に請け負わせ、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などの作業は合作社の指導のもと集団労働で行う方が望ましいとしている。同指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制には変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった（古田 2009）。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家（当時の調査で 8 割方）が請け負いを完遂した上にさらに 5～20%の余剰生産をなした。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性とし

ているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982 年の第 5 回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである（トラン 2003）。

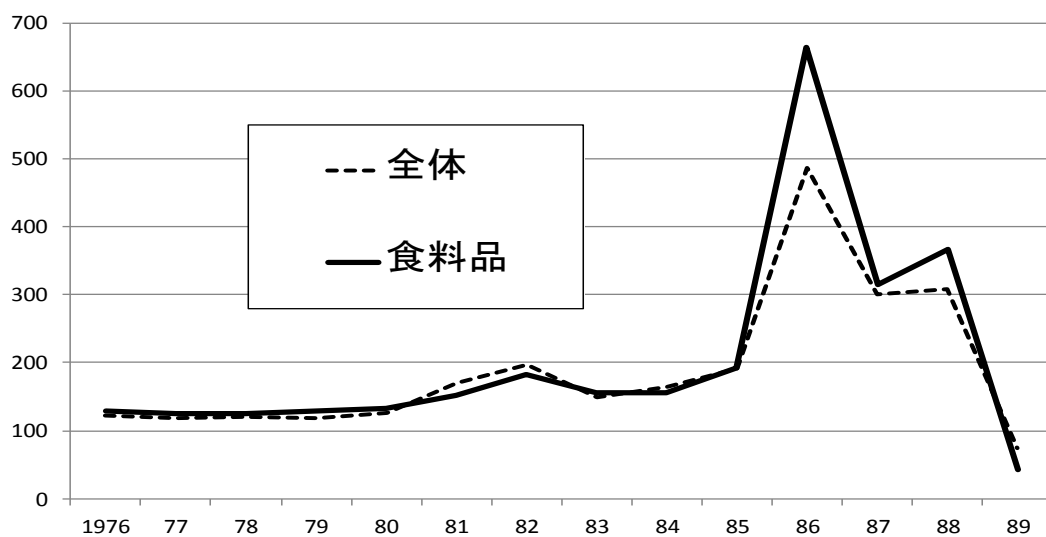
1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給（バオカップ）制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入材の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通過不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革（デノミ）を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いたところで 1986 年の第 6 回党大会を迎える。中臣久は、1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場移行においてきわめて重要な過程であったとみている（中臣 2002）。

1986 年の第 6 回党大会は以下の点で画期的であった。第 1 に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第 2 に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第 3 に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策は「ドイモイ」政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なものであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。

しかし農業面では合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手に残るのがわずか 20%であったことから、100 号指示に伴うコメ生産増は 87 年で頭打ちになり、88 年には生産が大幅に落ち込んだ。特に北部では落ち込みが甚だしく、81 年以来最低の水準に達した。同じ頃南部でも集団化に伴う土地紛争が多発し、全国的な農業・食糧危機に陥った。この危機へ対処するために、1988 年 4 月 5 日に共産党政治局第 10 号決議（DCSVN(1988)）が發布された。10 号決議は、農家による水牛・牛や農機具の

所有を認めた。多くの合作社では生産段階のうち二つのこと（水利および病虫害発生予察）だけに責任を負い、他は農家世帯に任せることになった。また農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、これまで以上に農家の生産意欲を刺激し(Nguyen Sinh Cuc(1995))、翌年からはコメの輸出国に転じた。

前述のように1989年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策（価格自由化や国有企業改革、金利引き上げ等）が取られた結果、インフレは1989～91年に沈静化し、92年からは完全に克服された（トラン2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」(“small bang”)と呼び、ベトナムの体制移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した(Naughton 1996)。第2図は統一ベトナム発足後の1976年から89年までの物価上昇率を示したものである。1985年の配給制度廃止以降起こったハイパーインフレーションが、ショック療法が採用された89年から収束に向かったことがわかる。特に86年以降の食料品(Foodgrain and Foodstuff)の上昇率が高く国民生活を直撃したことがわかる。



第2図 ベトナムの物価上昇（%（対前年比））（1976～89年）

資料：World Bank 1990.

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして92年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施がもりこまれた（トラン 2003）。農業面では、1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（Nguyen Sinh Cuc 1995）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分以上に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法設定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。

3）ドイモイの特徴

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告が出されたのが1996年である（World Bank 1996）。上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000年経済開発戦略」では、2020年までの工業国入りという具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定³⁾した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることも決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。当大会で採択された方針に関して竹内郁雄は、「（1）さらなる高度成長への志向」「（2）雇用促進と各地域の均等開発」という二つの特徴が現れていると指摘している（竹内 1997）。竹内の指摘する（1）とは「市場経済化・対外開放」であり（2）は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。続く2001年の第9回党大会では、この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。

農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右される。さらに主食であるコメが同時に重要な輸出産品でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましいが、一方で都市生活者の生活には打撃であり工業労働者の人件費高騰も輸出競争力の面で不利益をもたらす。後述するように、2007～08年の米価高騰時には国内物価も高騰した。ベトナム政府は生産者や輸出業者を犠牲にしてでも、その他の国民の利益のためにコメ輸出を制限することにした。このような農工間の間の矛盾だけではなく、農業それ自体も脆弱な経営基盤（矮小な農地面積）のもとで農民が市場経済の変動リスクにさらされているという問題を抱えている。このように農業部門はとりわけ（1）「市場経済化・対外開放」と（2）「社会的公正の実現」との間の矛盾を最も集中的に受ける部門である。

このような事情のためベトナムの市場移行において農業は重要な位置を占め、上記（１）と（２）を両立させるように慎重に進められてきた（第２表参照）。前述の各農家世帯を生産単位として公認する 1981 年の党中央書記局第 100 号指示、農民に生産物を自由に処分する権利を与えた 88 年の党政治局第 10 号決議、実質的に土地の私有化を認めた 93 年の土地法改正といった一連の政策によって、農業の脱集団化・市場経済化は推進された。ここまでは上記（１）の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、順調な経済発展に貢献した。だが市場経済化の否定的な側面として貧富の格差が拡大（世帯間のみならず地域間ないし都市・農村間も）しつつあることが指摘された（竹内 1997）。第 8 回党大会（96 年）では上記のように農業農村開発が重視され、その前後の時期からは（１）に加えて（２）に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。

農業農村開発の面では、1993 年の党第 7 期 4 中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」で共同体的生活の再建が図られることになった。さらに 98 年に政府は「社における民主実現制度規定」を制定した。これらは、従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を相互扶助の伝統を持つ村落共同体の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものである（後述「（３）４）ムラ社会を活用した最近の農村政策」参照）。さらに政府がより直接的に社会的弱者への援助を行うため、95 年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保貸付を手がける貧民銀行が設立され、翌 96 年から業務を開始した。これに対して（１）の方針に基づくものとして、96 年には合作社を市場経済下の協同組合と位置づける合作社法が制定され、2000 年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府決議第 9 号（CPVN 2000）が出された。2003 年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策および民間農場への奨励策が規定された。これは政府決議第 9 号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。2001 年の第 9 回党大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。これに沿うように、2002 年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である。また 2003 年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている。

第2表 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要事項	ドイモイの2つの柱からみた農業農村政策	
	①市場経済化と対外開放	②社会的公正の実現
1976. 統一ベトナム成立, 第4回党大会 (重工業重視)		
1979. 党第4期第6回中央総会 (自由市場承認): 新経済政策	1981. 党中央書記局第100号指示 (各農家世帯を生産単位として公認)	
1982. 第5回党大会 (農業重視。市場経済導入。)		
1985. 党第5期第8回中央総会 (配給制度廃止)		
1986. 第6回党大会 (外資導入推進。ドイモイ路線確定。)	1988. 党政治局第10号決議 (集団農業体制解体)	
1989. 価格の全面自由化		1993. 第7期4中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」(共同体的生活の再建)
1991. 第7回党大会 (私有制を認める)。対中国交正常化。	1993. 土地法改正 (実質的な農地私有制)	1995. 貧民銀行設立 (貧困世帯向け低利融資)
1995. WTO 設立(ベトナム加盟申請)。アセアン加盟。対米国交正常化。		
<u>1996. 第8回党大会 (社会的公正の実現を明記)</u>	1996. 合作社法制定 (合作社を市場経済下の協同組合に)	1998. 社における民主実現制度規定
	2000. 政府決議第9号 (海外向けに農産品の高品質化促進)	
2001. 第9回党大会 (「社会主義志向の市場経済」)。米越通商協定発効。	2003. 土地法改正 (農地集積と民間農場の奨励)	2002. 社会政策銀行設立
2006. 第10回党大会 (ズン首相就任)		2003. 農地使用税撤廃
2007. ベトナムの WTO 加盟。		
2011. 第11回党大会		

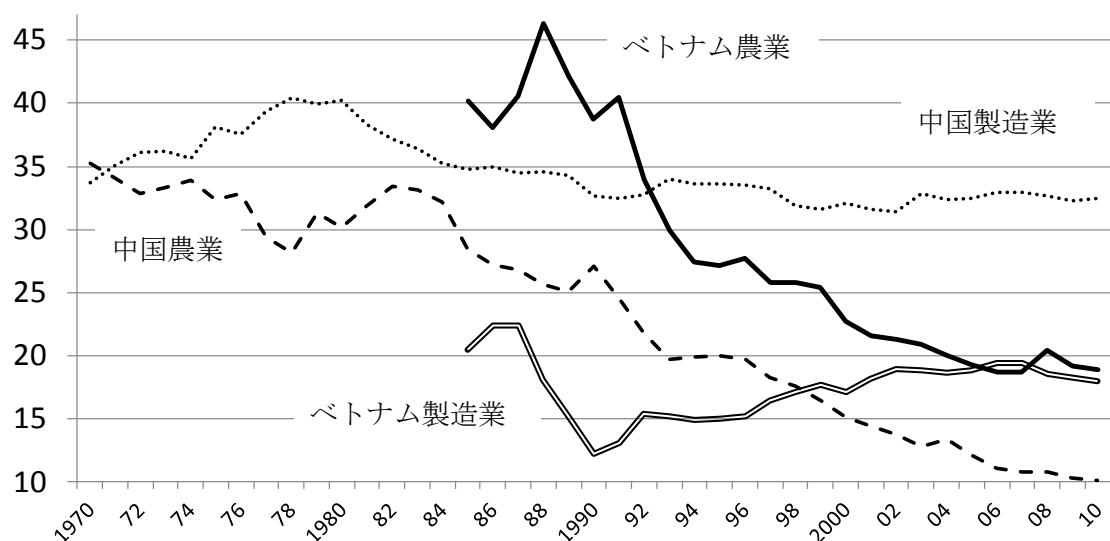
出典: 筆者作成。

注. ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり, 実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが, 反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また 1995 年設立の貧民銀行も, その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり, 市場経済下における農業経営体育成と言う面で見れば①の要素も存在する。

（３）中国との比較

１）基礎情報と先行研究

ここでまず中越両国の経済発展について基礎情報を得るために、第３図に両国における農業・製造業の GDP 構成比率を示した。年々農業の比率が下がっているのは両国に共通の傾向である。しかし、中国において製造業の GDP 構成比率が農業を逆転するのが改革開放前の 1971 年であるのに対して、ベトナムの場合はドイモイ路線確立後 20 年もたった 2006 年であるという大きな違いが存在する。



第３図 中越両国の農業・製造業の GDP 構成比率（％）（1970～2010 年）

出典： World Bank (online).

注．ベトナムのデータは 1985 年以降のみ．

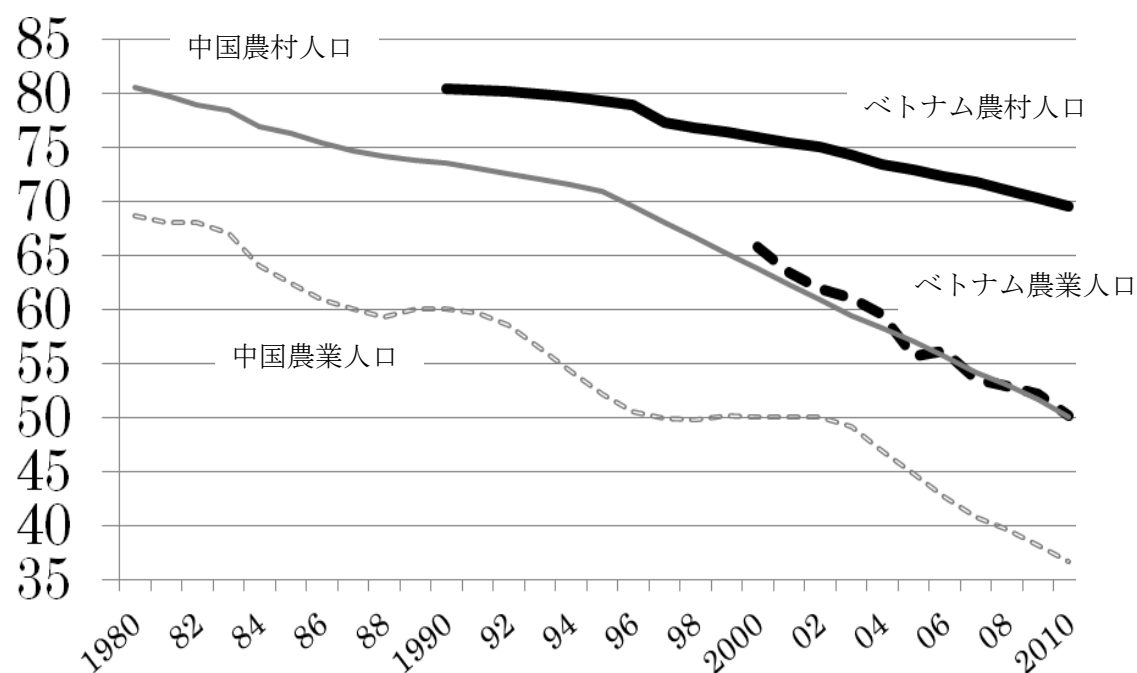
次に、これまで中越両国の市場移行はどのように論じられてきたかを整理する。加藤弘之は、中国では工業化（＝農業経済部門の縮小）の方が先行し、ベトナムでは価格自由化や国有企業改革などの制度改革の方が先行するという改革の順序が違っても、両国が目標とする市場経済システムに本質的な違いはないと主張する（加藤 2005）。ベトナムが中国に比べて工業化が遅れている理由を、ノートンはベトナムが米国との 20 年間にもわたる戦争（ベトナム戦争）のために人的資本を使い果たしたからだと指摘する（Naughton 1996）。またカークヴリットらは、ベトナムより中国の方が農業集団化がより徹底して行われ、人民公社期の社隊企業が後の郷鎮企業になり農村工業化の担い手になったと論じている。そしてベトナムにおいて農業集団化が徹底できなかった理由をベトナム戦争に勝利するために兵士＝農民の反対を押し切ってまで極端な集団化が強行できなかったことに求めている（Kerkvliet and Selden 1999）。ノートンもカークヴリットらも中越の違いの原因として、戦後の共産政権下の事情（ベトナムは戦争のために人的・社会的資本が未整備のままであっ

た) からしか説明しておらず、それ以前の歴史に由来する社会構造には触れていない。そのため、ノートンは両国の市場移行における個々のマクロ経済政策の違いは指摘しても移行過程それ自体には共通点が多いと結論づける。またカークヴリットも「両国は同じ方向に進んでいるが、別々に歩んでいる」(Kerkvliet, Chan and Unger 1999) と、中越の市場移行の違いはないとの結論に至っている。

2) 工業化と農村

以上の中越比較の先行研究レビューから、ベトナムが中国に比べて工業化が遅れているのはただその移行の程度が遅れているだけであり、いずれベトナムも中国型の移行モデルを後追いするであろうという議論が主流である。しかしこれらの議論は主として 20 世紀までのデータに基づいており、21 世紀に入ってからベトナムの急速な工業化と農村の現状を踏まえたものではない。20 世紀までのベトナムを中国と比較した加藤は「1980 年代の中国で起きたような、農村部でのダイナミックな変化はベトナムではいまだ出現していない」(加藤 2005) と論じているが、21 世紀のベトナム農村は 1980 年代以降の中国農村の変化を後追いしているのであろうか。2000 年におけるベトナムの農業人口比率 (65.8%) は、2010 年には 50.1% にまで減少している。中国においてこれらとほぼ同じ水準の時期は 1983 年 (67.1%) と 99 年 (50.1%) である。この間に中国は農村人口比率を 13.2% 減少 (78.4% から 65.2% へ) させているのに対してベトナムは中国の半分未満の 6.4% しか減少 (75.9% から 69.5% へ) させていない。第 4 図は、両国の農業・農村人口の比率の変化をグラフ化したものである。図でも明らかなように、中国は農業人口と農村人口がほぼ並行に減少しているのに対して、ベトナムは農業人口の減少は農村人口の減少よりも急である。具体的な数字をあげれば、中国における 1980 年の農村非農業人口比率 (=農村人口 - 農業人口) 11.9% は 30 年後の 2010 年に至っても 13.4% とほぼ横ばいであるのに対して、ベトナムは 2000 年からわずか 10 年で倍増させている (10.1% から 19.4%)。つまり 21 世紀のベトナムは急速な工業化にもかかわらず農村人口が安定しており、農村部における非農業就業者が急増しているという点で 1980 年代以降の中国とは異なっている (この段落の用語の定義や数字の出典は第 4 図と同じ)。

この問題をさらに深く理解するために第 3 表に、一人あたり GDP がほぼ同水準であった 2010 年のベトナムと 2003 年の中国における、農村人口の比率、農村の非農業就業者比率、都市と農村の所得格差を示した。この表からも、ベトナムは中国より農村人口の比率と農村の非農業就業者比率が高いことが確認でき、さらに都市と農村の所得格差が小さいことがわかる。つまり、ベトナムの工業化は安定した農村を維持し、都市と農村の所得格差拡大を抑えるという点で独自性があり、中国モデルの後追いとはいえない。



第4図 中越両国の農業就業人口・農村人口の比率（％）（1980～2010年）

出典： National Bureau of Statistics of China(online), TCTK(online).

注. データの「農業人口」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと. ベトナムの農村人口データは1990年以降のみ, ベトナムの農業人口のデータは2000年以降のみ.

第3表 中越両国の農村に関する経済指標

	ベトナム (2010年)	中国 (2003年)
一人あたり GDP(米ドル)	1,334	1,274
農村人口の比率(%)	69.5	59.5
農村の非農業就業者比率(%)	41.3	25.1
都市と農村の所得格差(倍)	1.99	3.23

出典： World Bank (online), National Bureau of Statistics of China(online), TCTK(2011).

注. データの「農業人口の比率」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと. 「都市と農村の所得格差」は都市の一人あたり住民所得を農村のそれで割ったもの.

また前述のようにベトナムではドイモイ路線確立後わずか 10 年後の 1996 年第 8 回党大会で「市場経済化・対外開放」と「社会的公正の実現」の両立が主張され、その後の WTO 加盟交渉の過程では、貧困地域などで栽培されている砂糖などの作物に関しては関税割当で輸入を制限するなど、「社会的公正の実現」には常に留意していた（岡江 2010）。これに対して中国では、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が唱えられ、「社会的公正の実現」を意味する和諧社会建設提唱が行われたのが 2004 年第 16 期 4 中全会である。また WTO 加盟交渉の過程でもベトナムのように特定の地域への配慮はなかった。このようにベトナムの特徴として筆者があげた市場経済化と社会的公正の両立は、中国にはあてはまらない。

3) 文化的背景

以上中国に比べたベトナムの市場移行の特徴として、安定した農村人口が維持されて都市農村間の格差が小さく、政策的にも市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。筆者はこのような中越の違いは背景となる文化の違いに由来すると考える。そのことを理解するために、共産化する前の両国の農村社会を以下に比較する。

ベトナムで「社」と呼ばれる行政村には、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者たちの会議が村の重要事項を決定し、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちがこの決定を遂行し国家権力（具体的には地方官）との折衝役を務めた。中央政府は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人头税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったため、徴税・賦役・徴兵などは村落に請け負わせる以外なかった。そして村落はその見返りに、政府からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、村落ごとに「郷約」として成文化されるのが常であった（白石 2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科举合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾 1992）。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土堀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー 1945）。

これに対して中国においては、ベトナムのような強いムラ結合は見られなかった。華北農村慣行調査（満鉄調査部・東亜研究所の共同事業）に参加した旗田巍によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府（県）がそれまで個々の農民が行っていた看青（作物の盗難を防ぐための監視）を協同で行わせるための「青苗会」を結成させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の

所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。そのため農村から都市への移動に社会的な障壁が少なく、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられる文化的背景があった。これに対して強固なムラ社会が残るベトナム農村では、人口移動は容易に行われず、平等主義的な規範が残っていた。また 1989 年の価格の全面自由化のようなショック療法的な改革は都市住民の生活にとっては打撃であったが、人口の大部分を占め貨幣経済が浸透していなかった農村では前述のように脱集団化が徐々に進められた（1981 年 100 号指示，1988 年 10 号決議，1993 年土地法改正，1996 年合作社法制定）こともあって大きな打撃とならず、共産党体制が崩壊せずに済んだ。

4）ムラ社会を活用した最近の農村政策

このようにベトナムの伝統的なムラ社会構造が農村の安定をもたらし、市場移行において重要な役割を果たしている。ベトナム政府は最新の政策においても、この伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしている。前述のようにベトナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、世界的に米価が高騰した 2007～08 年には国内物価も高騰した。このような社会的混乱を沈めるため、政府が輸出規制等の対症療法を行うとともに、農業問題が 2008 年 7～8 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論された。この中で水田の転用禁止など 2000 年の政府決議第 9 号の方針を転換する食糧安全保障政策が打ち出されるとともに、新農村建設がかかげられた。

新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。具体的には、2009 年 4 月 16 日付け政府首相決定 491 号（CPVN 2009a）で認定基準が定められ、2010 年 6 月 4 日付け政府首相決定 800 号（CPVN 2010a）では、2015 年までに 20%の社（行政村）が、2020 年までに 50%の社が新農村の基準に達することを目標としている。ベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、首相決定 491 号に規定された基準の一つに、管内の旧村（集落）の 70%以上が「文化村」であることを指摘したい。

「文化村」はもともと 1960～70 年代においては特色ある伝統文化をもつ村にだけ与えられた名称であったが、1980 年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の

称号となった。それが 1990 年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を建設する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに 1993 年 1 月に開催されたベトナム共産党第 7 期 4 中総において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井 2002）。

「文化村」の最新の認定基準として文化・スポーツ・観光省の 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号 (BVHTTDL 2011) があり、そこでの基準を第 4 表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998 年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものだと指摘している（加藤 2004）。

なお中国においても 1987 年の「農村の基層政権建設工作の強化にかんする通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」にむけての国家的な試み（田原 2000）であり、伝統村落の自主管理能力の回復をはかるベトナムとは大いに事情が異なる。

第4表 「文化村」の認定基準（2011年）

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率，一人あたり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動，コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること</u> <u>2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され，うち 50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと，食品中毒をおこさないこと，栄養失調の子供の率を下げていること，子供が予防接種を，妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・旧所名跡の保護，地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋，公共建築物，墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針およ び政府の政策・法 律に忠実である こと	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針および政府（中央および地方）の政策・法律が周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され，法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって，その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典：文化・スポーツ・観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL 2011）。

2. 現状編—ベトナムの稲作をとりまく環境—

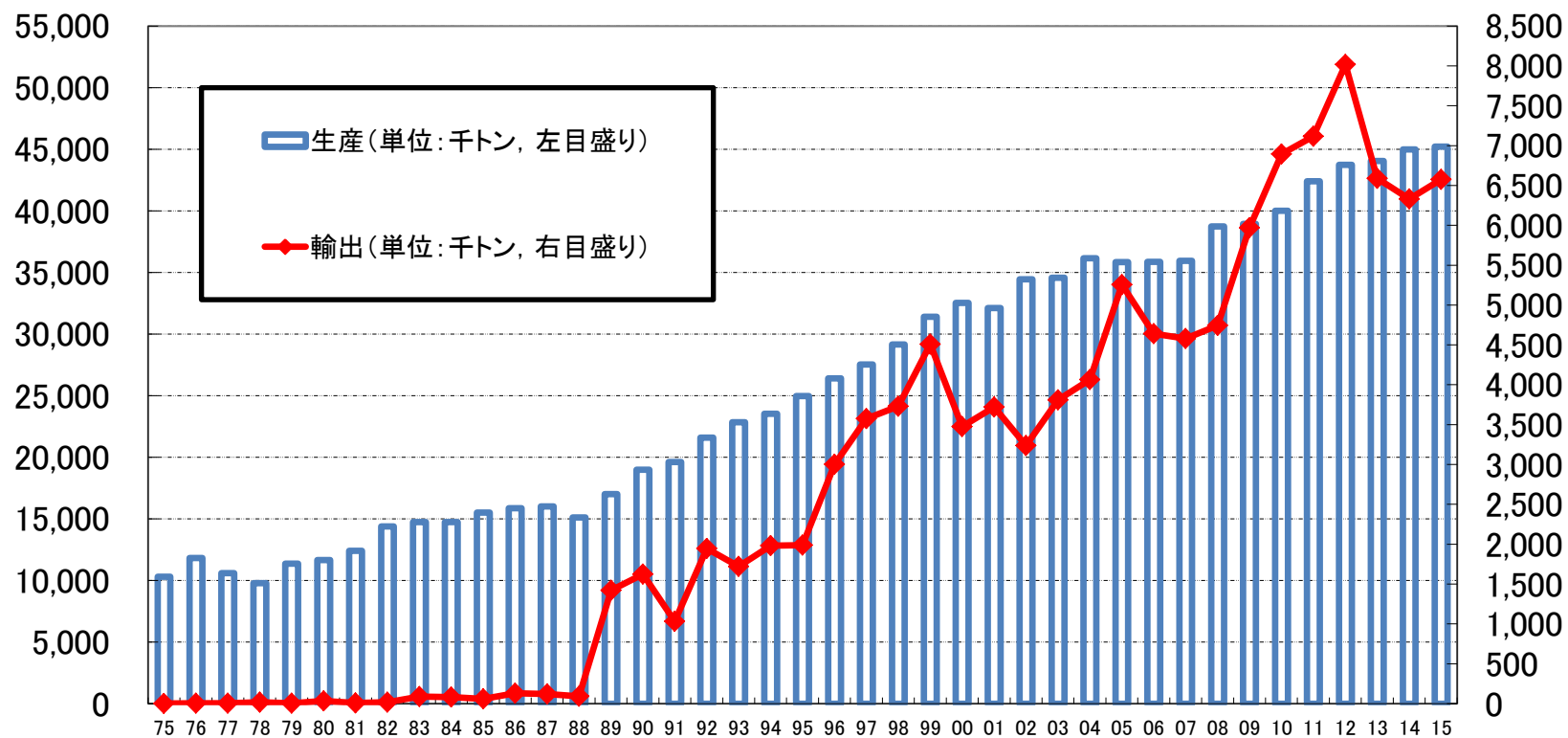
(1) コメ生産の概況

第5図にベトナム戦争終了(1975年)の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた1988年10号決議の翌年(89年)以降、右肩上がり生産が伸び、本格的な輸出もこの年から始まっている。

ベトナムにとってコメは、およそ8割の農家が携わり(Nguyen Ngoc Que (2009))国民の消費カロリーのおよそ3分の2を占める最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ(2007年の生産量の17.6%)と南部のメコンデルタ(52.0%)で行われている(TCTK (2008))。この両デルタ以外のベトナムの各地域(第1図参照)では、コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある(Nguyen Ngoc Que (2009))。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。

紅河デルタが古くから人口稠密地域で独立後も共産政権下で平等に土地が分配されたのに対して、メコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され独立後も土地改革が徹底されなかった。そのため、紅河デルタは経営規模は小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは200人日/ha、メコンデルタは85~100人日/ha(Nguyen Ngoc Que (2009))という大きな違いがみられる。

第5表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳(2004年現在)である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実(Nguyen Ngoc Que (2009))から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第5表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。



第5図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online)(2005)(2008)。

第5表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（％）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN（2008）。

第6図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢（2004）、坂田（2003））をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

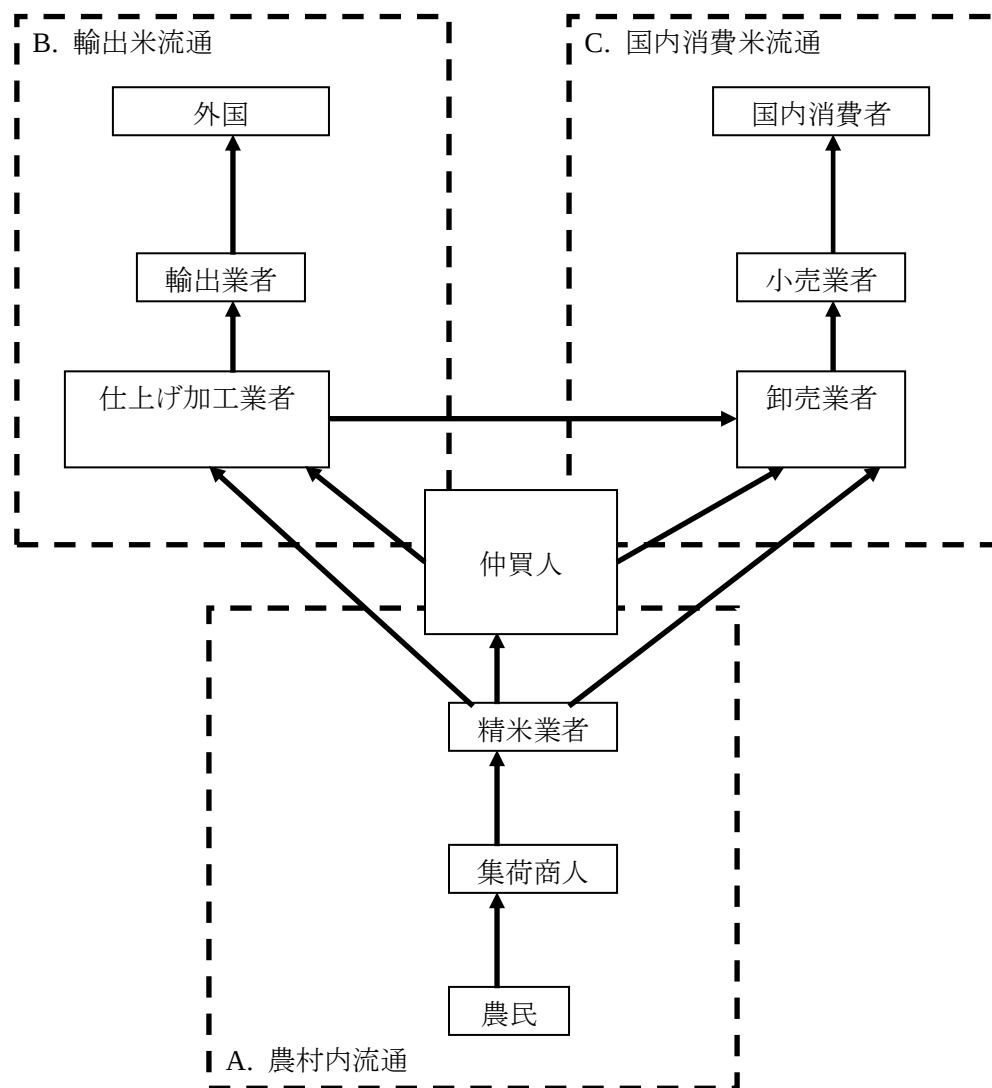
図中Aはコメ生産農家から始まる農村内におけるコメの流通である。前掲第5表でみたようにベトナムの農家の生産するコメのうち販売に回るのは全国平均で3分の1程度（紅河デルタではわずかに2割強）に過ぎない。多くの農家は自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）にコメを栽培し、余剰米が粳の形で販売され市場に流通する。農家から粳を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も1～2社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粳を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われぬ。また厳密な品質ごとの分別ができないため、この段階では国内消費用と輸出用との区別はしていない。A段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

Bは輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費用・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくい。

Cは国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粳を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題であ

る。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que（2009））。



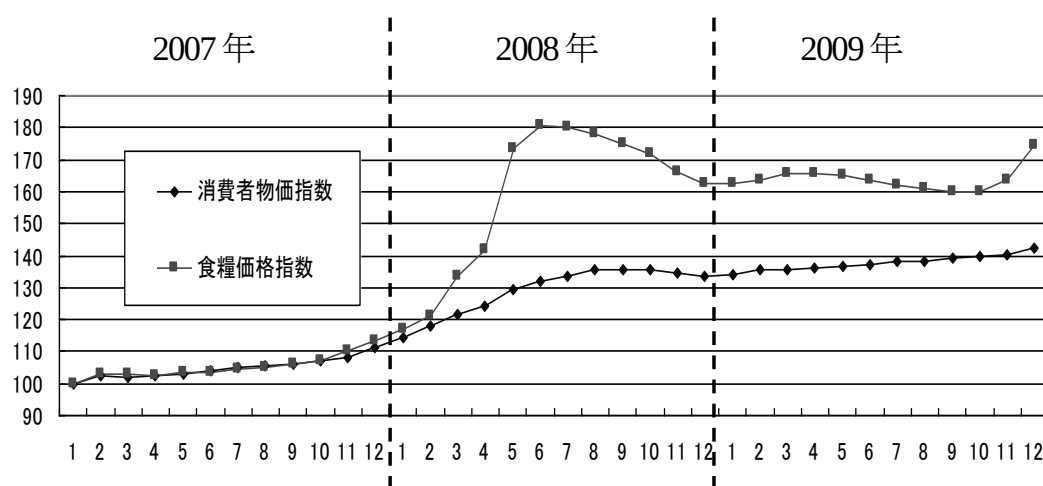
第6図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢（2004），坂田（2003）より筆者が作成．

（２）世界食料危機とその対応

第7図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始め、2009年12月には消費者物価指数および食糧価格指数が2007年1月から42%増・75%増となっている。食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第8図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰した。2008年3月の輸出規制によって、以降は国内物価全体の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

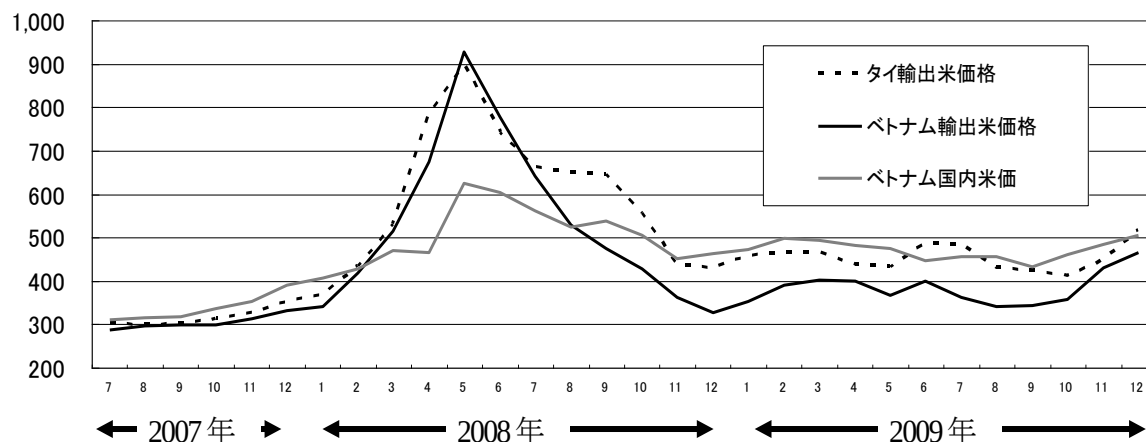
2000年の政府決議第9号によって認められた水田の転作が政府の予想を遙かに超える速度で進行したことも人々に国内需給逼迫の不安をもち食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年4月18日に第391号首相決定（CPVN（2008））が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針が打ち出された。



第7図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online).

注. 2007年1月を基準（100）とする指数.



第8図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価（米ドル/トン）

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25%碎米価格．ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。

世界食料危機の混乱を踏まえて、2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において農業問題が議論され、さらに政府の今後の食糧政策の方針として2009年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」（CPVN 2009c）が公布された。具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田と41～43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を現在の2.5倍にする目標を立てている。またベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約2倍の容量）の建設を2012年までに完成させるように指示している。さらに政府機関への指示として、財務省に対して稲作生産の保険のスキームを、農業農村開発省に対しては農民と農村の各経済事業体（農協・企業・研究機関・流通・輸出業者）との連携に関するスキームをそれぞれ、政府に提出するように求めている。

（３）政府議定 109 号と新コメ政策

上記の 63 号決議の方針を執行するために政府議定 109 号（CPVN 2010b）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。この政府議定 109 号から、現在のコメ政策を以下に紹介する。

１）輸出業者の選別

109 号議定第 4 条では、輸出業者として認可される条件を定めている。具体的には、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を輸出地点において所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている（第 5～6 条）。なおこの 5 年間の間でも、第 4 条に定めた条件を満たさなくなったら免許は取り消される（第 8 条）。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている（第 12 条）。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が業者から不当な安値を強要されないように、その価格情報を公開することになっている（第 13 条）。また政府間契約を除く一般契約においては、輸出業者は 3）で後述するような最低輸出価格を守るとともに、上記の第 12 条で義務づけられた 10% の貯蔵米以外にさらに契約輸出量の 50% 以上を手元におくことが義務づけられている（第 18 条）。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。

２）コメ輸出システム

ベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN（2001））によって輸出割当そのものが廃止され、輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商業省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさから、実質的には 2001 年以降も輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

2008 年の輸出規制ののち、2009 年 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN 2009b）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。しかし 2010 年の 109 号議定では、政府間契約の輸出米のうち 20% は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り 80% はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第 16 条）。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体である。しかしコメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。また食糧協会は、毎年年頭に商務省（現商工省）、農業農村開発省とともにコメ需給計画の原案を協議して政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして作期ごとに需給の見直しを行う（伊東（2007））。2010 年の 109 号議定でも、第 11 条にこの需給計画のシステムが明記されている。また第 20 条では、食糧協会は市場動向を常時把握して統計を取る任務を与えられており、政府（財務省・商工省・農業農村開発省）から要求があれば報告書を提出する義務がある。さらに第 24 条でも、食糧協会は政府の政策に沿って各地方省政府と協力してコメ輸出業者の監督を行うことを明記している。このようにベトナム食糧協会は名目上民間団体とはいえ、事実上政策を代行する准政府機関となっている。

このようにコメ輸出システムは原則として自由化されながらも、政府の関与を事実上残し、いざというときには輸出に規制をかけることができるようになっている。

3) 価格支持策

109 号議定において最も画期的な変化は価格支持策の導入である。第 14 条では、「生産者の利益を保障」するための国内下限価格を定めている。下限価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が下限価格を決定する。下限価格の計算方法は 109 号議定に規定はないが、63 号決議で「稲作生産費の 30%以上を生産者の利益として確保」とあるので、この方針に沿って計算しているであろう。さらに 109 号議定第 14 条では、収穫期になって市場価格が下限価格を下回るようであれば、農業農村開発省は、財務省・商工省・国家銀行・食糧協会と協力して、市場価格が下限価格を下回らないように米価を維持するための「具体的な対策」を政府に提示することになっている。この「具体的な対策」が何かは 109 号議定では明示されていない。

また第 15 条では物価安定のために国内上限価格も規定している。国内米価が急騰してこの上限価格を上回る場合は、政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示することになっている。またこの指示によって業者が損害を受けた場合は、政府が賠償することも規定されている。

さらに第 19 条では、財務省は各期に国内外の市場や国内下限価格等を勘案して最低輸出価格を定め、ベトナム食糧協会を通じて参加業者に周知徹底させることになっている。

4) 109 号議定の実際と最新の動向

109 号議定において導入された業者選抜と価格支持策は画期的であるが、実際には有効に機能していない。

まず前述の「1) 輸出業者の選別」に関しては、最初の登録こそ検査されるものの、その後第 12 条、18 条で要求されている条件を業者が満たしているかについていかなる機関も常時監視しているわけではない。そもそもこれらの規定は政府決議 63 号で目標とされた 400 万トンの備蓄を達成するためのものであるが、監視機関がないため民間備蓄の統計データもなく、この目標が達成されているかも不明である。また「3) 価格支持策」に関しては、第 14 条で規定されている下限価格は公表されておらず、業者がこの価格に従って購入しているわけではない。市場価格が支持価格を下回った場合の「具体的な措置」とは、政府による調達プログラムのことである。このプログラムに沿ってコメを購入した場合は、銀行から低利融資を受けられる。ベトナム食糧協会が会員企業に割り当てて、プログラムに参加させている。購入価格はそのときの市場価格であり、指示価格ではない。もし購入した価格以上で売れなくても政府が補償するわけではない。第 15 条で規定されている上限価格を超えた場合の放出はこれまで行われていない。国際米価が高騰した 2008 年は政府が輸出を停止したので、業者は国内で販売せざるをえなかった。その後ベトナム政府は輸出停止も強制放出も行っていない。このように 109 号議定は実際には機能していないため、レビュー結果を踏まえて近々新しい政府文書が出るはずである（2017 年 3 月における農業省関連団体 AgroMonitor 社 CEO である Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより）。

また 109 号議定施行以降、中国への密輸が急増し(CCPDTV(2014))、食糧総会社の経営悪化という問題も引き起こしている。食糧総会社は 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総会社として設立され、1995 年に北部食糧総会社と南部食糧総会社に再編された。南北食糧総会社は自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧会社を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている（坂田(2003)）。

食糧総会社は財政的には独立した経営体でありながら、国営企業として政府の意向をうけた活動をせざるを得ないという矛盾をはらんでいる。特に輸出米の主産地であるメコンデルタを管轄する南部食糧総会社は、市場価格が下落した場合に上記の政府による調達プログラムに従って大量に備蓄米を購入することになった。また現地のメディアでの報道によれば、2014 年におけるフィリピンへ政府間契約輸出において、当初ベトナム食糧協会が輸出を割り当てた業者の多くがその後の米価高騰のため契約価格での輸出を断った。そのため南部食糧総会社が肩代わりすることになり、巨額の赤字を抱えることになった（Vietnamnet (online)）。このように政府の指示に従って採算を度外視した経営を行っていた食糧総会社は、2016 年 12 月 28 日付け首相決定 58 号において株式化が決定した（CPVN(2016)）。なお同決定では南北食糧総会社は政府が 50～65%の株式を保有し続けることが規定されているので完全民営化ではないが、一部とはいえ株が市場に流通するようになれば、これまで以上に経営の合理化が求められるだろう。

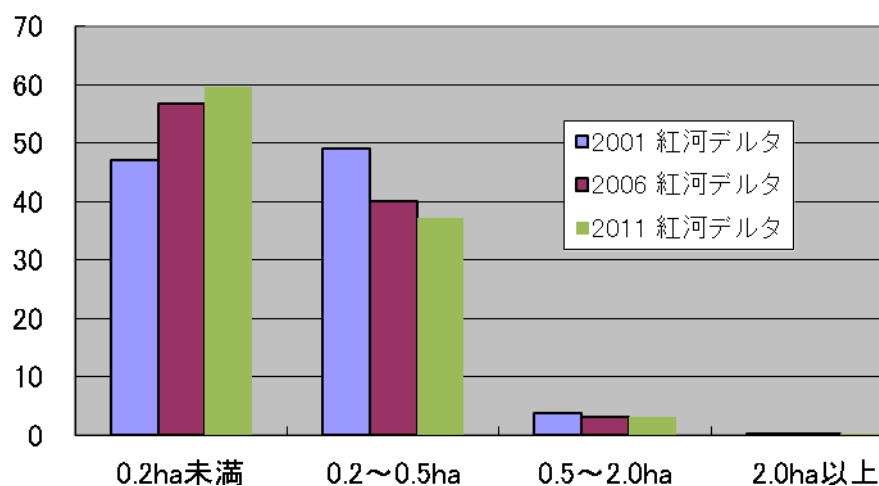
（４）コメ生産の制約要因

前述のようにベトナムにおけるコメの生産の制約要因として、狭小な経営面積があげられる。そこで本項ではベトナムの農地問題について考察する。1980年代に農業の脱集団化が行われ、93年には土地法が全面改正された。93年土地法（QHVN(1993)）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第3条2項）。面積に関しては、一年生作物地は3haまで、それ以外は政府の規定によるものとした（第44条）。この93年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

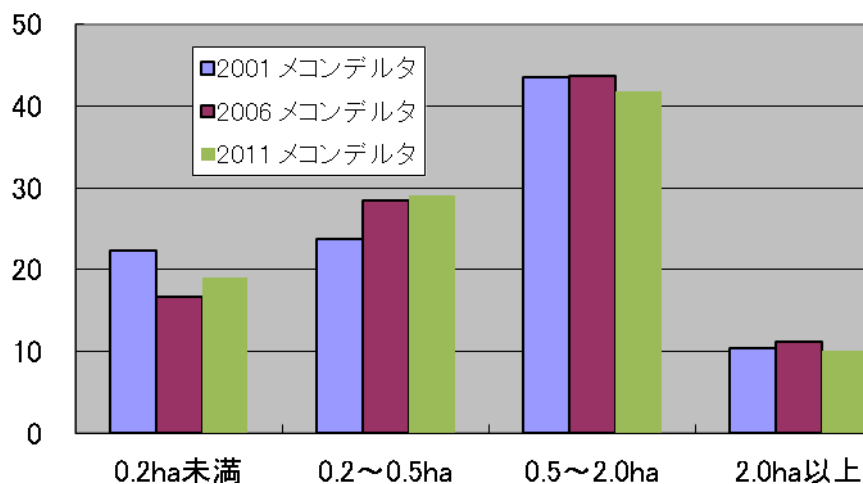
その後土地法は98年、2001年の部分改正を経て、2003年11月26日に全面改正である新土地法（QHVN(2003)）が国会で可決され、2004年7月1日より施行された。93年土地法第44条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003年土地法では多年性作物地はデルタ地域で10ha・山岳地域で30haまでと法律で明記された（第70条第2項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定した（第74条第1項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第2項）。国が民間農場への奨励策をとることも規定された（第82条第1～2項）。これは2000年9号決議における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。ベトナムではこのように1993年土地法で実質的な私有化を認めた。ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では農地は農家にとって生存維持のために必須のものであり、その私有化が認められたことは農民福祉の面では評価できる。しかし後述のように分散錯圃状態で大規模化が難しいことから政策拡大の面では課題が残る。

第9-1, 9-2図は、2001年・06年・11年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK(2003)(2007)(2012)）からベトナムの南北両デルタにおける経営規模（農用地面積）別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また3時点の変化を見ても、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面、「0.2～0.5ha」層の割合が低下傾向にある。2001年時点に最も割合が大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層の一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に移行したと考えられ、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることが推察される。一方メコンデルタでは、2001年から06年にかけて「0.2ha未満」層の割合が低下したが、2011年には少し持ち直している。これは2000年9号決議以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたが、2008年の米価高騰によって生産のインセンティブが起きたのと政府の転作規制によって耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面、メコンデルタの「0.2～0.5ha」層の割合が常に上昇傾向にあるのは、

「0.2ha 未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているのであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。



第 9-1 図 紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)



第 9-2 図 メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)

資料：TCTK(2003) (2007) (2012).

紅河デルタでは元々ムラ結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけでなく土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために 2003 年から農地の交換分合（don dien doi thua）が行われた。これは借地や土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。これに対してメコンデルタでは、脱集団化において元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場（trang trai）による農業生産を支援する政策を推進している。2000 年 2 月に政府決議 3 号によって民間農場は法的な地位を確立し、さらに前述のように 2003 年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。農地の交換分合と民間農場の奨励が行われた 2003 年には、農地使用税の減免措置も行われた。これは自らが使用権を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置として、社会的弱者にも配慮している。

さらに 10 年経った 2013 年頃から再び農地の交換分合が行われており、さらに 2013 年 10 月 25 日には「大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第 62 号」（CPVN(2013)）が發布（施行は 12 月 10 日）され、大規模農家・民間農場への優遇策が導入された。今回は特に社会的弱者に配慮するような政策は同時には導入されずに大規模農家への優遇策が大々的に表明されたことは画期的といえる。しかし同決定の具体的内容をみると、大規模農家・民間農場が合作社（農協）と協力して販売事業を行う場合、土地免税・工事費や技術普及費用の補助などを政府が行うとあり、農地の集約それ自体を政府が推進するものではない。

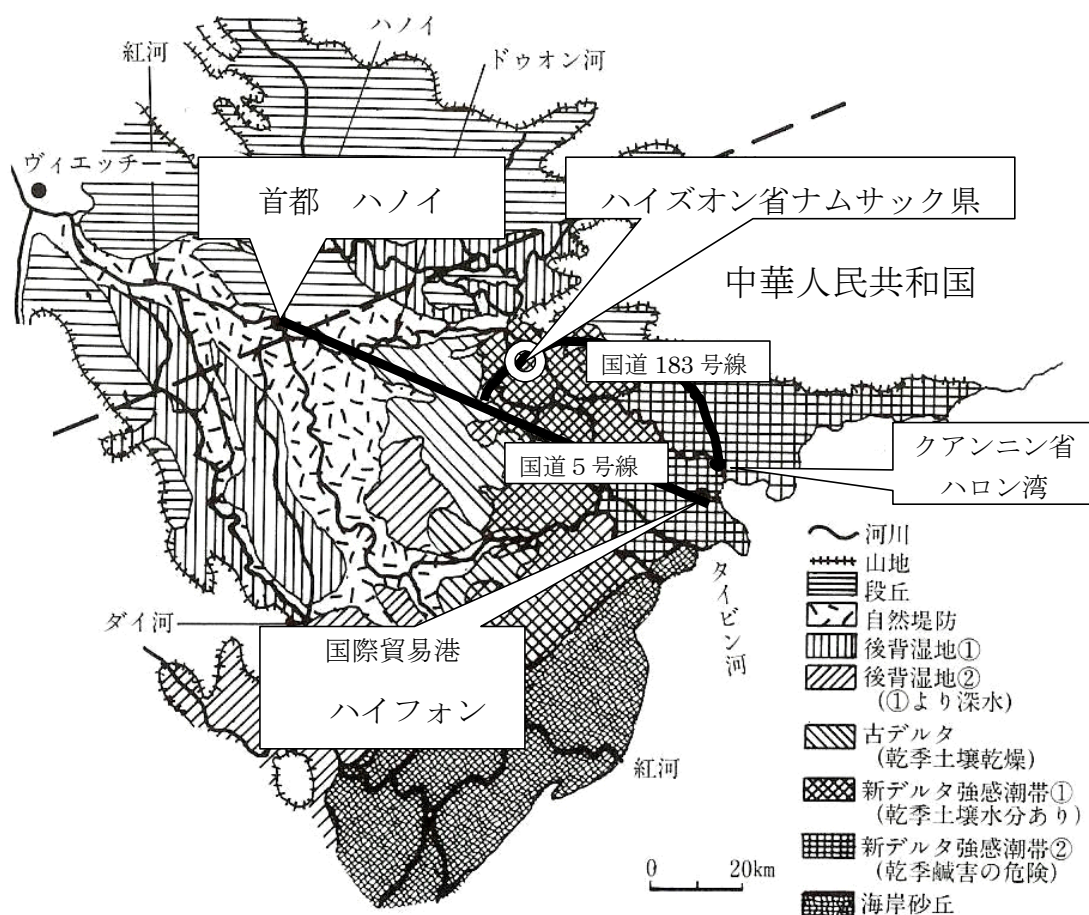
前述のように、ベトナムの土地法では土地国有の建前のもと土地の「使用権」（事実上の私有権）を個人世帯に与えている。農地の交換分合でも、農家間で農地を交換させるだけであって、借地や農地使用権の譲渡を通じて一部の農家へ集積するものではない。また土地法による制限面積の改正も行われていない。同決定の文面で「大規模農家・民間農場」についての具体的定義（経営面積何 ha 以上など）は記載されておらず、借地による規模拡大や複数の農民の共同経営を想定していると思われる。また具体的な条件は地方政府が責任を持つことになっており、南部のメコンデルタ等で行われている大規模経営を追認するのが、この政策の目的であろう。

前述した様に、ベトナムの経済改革（ドイモイ政策）は、「（1）市場経済化と対外開放」（事実上の資本主義化）と「（2）社会的公正の実現」（理念としての社会主義）の両立を図りながら進められてきた。そのため、一方で農地の大規模化を図りながらもそれに対する歯止めもかけるという矛盾した政策を採っている。

3. 事例分析編－農家経済の実情－

現代ベトナムの農業経済・農地問題を理解するために、以下に筆者自身による紅河デルタ地域のカオドイ村における農家経済調査の結果を報告する。現代のベトナムの地方行政組織は、省―県―社の三重構造であり、最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。行政区分上当村は、ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社に属する。

当地は、第10図で示したように首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフオン市を結ぶ国道5号線と、ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾（クワンニン省）とハノイを結ぶ国道183号線が近くを通っている。当地は、このように交通アクセスに恵まれており、紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み、非農業が発達している。

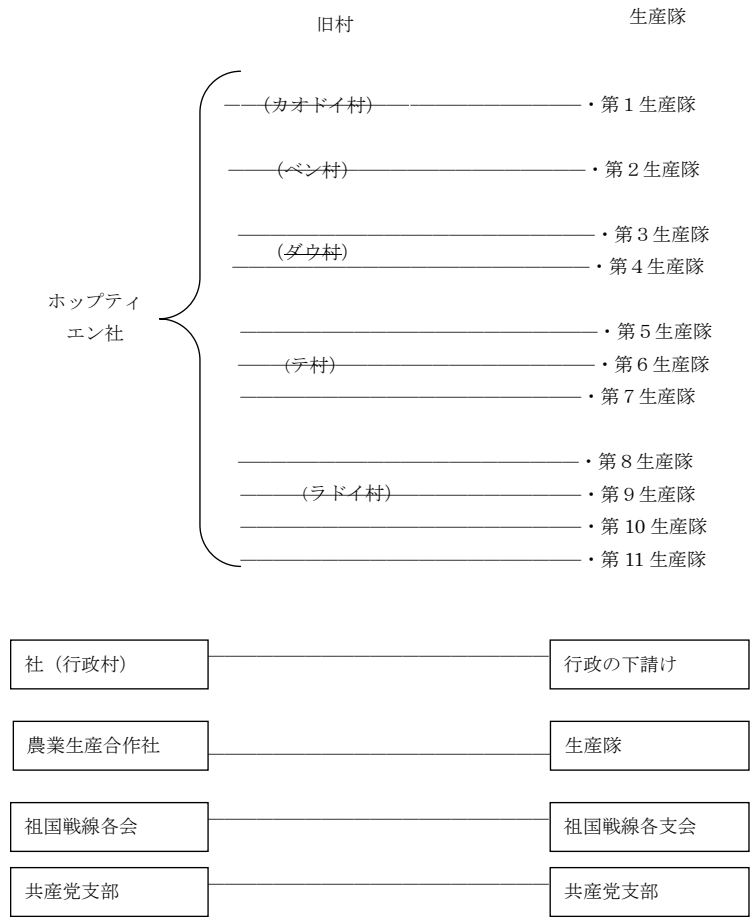


第10図 紅河デルタの中の調査地の位置

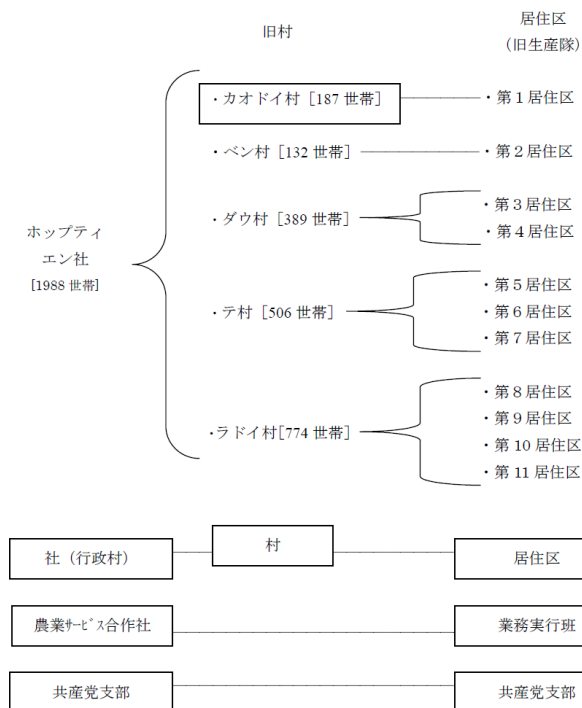
出典：桜井（1999）に筆者が加筆。

当地では、共産政権成立後にそれまでの五つの村が統合されて現在の行政村であるホップティエン社が誕生した。集団農業時代は社と同範囲に農業合作社が設立され、その下部組織として一定人口ごとに生産隊が結成された。人口の少ないカオドイ村では村の範囲と一致しているが、ラドイ村のように村内に四つの生産隊が存在した村もあった（第 11-1 図参照）。1996 年の合作社法制定を機にそれまで集団農業生産を担ってきた農業合作社が解散し、97 年に改めて出資した農民だけを組合員としてホップティエン社農業サービス合作社が結成された。

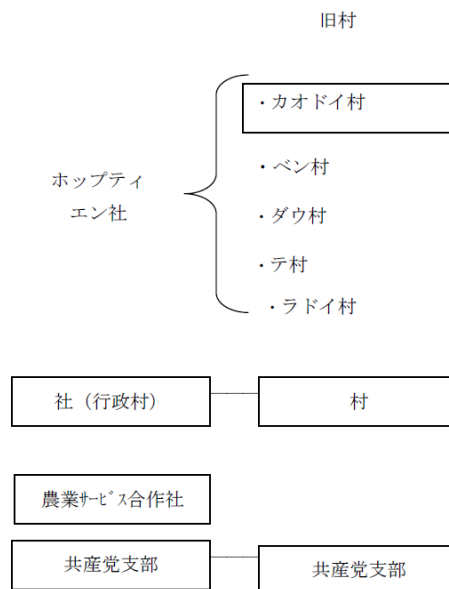
旧合作社解散にともないかつての村（村長は公選）が復活し、各生産隊は居住区と改められ合作社ではなく社の下部組織として村と協力して行政の下請けを行うことになった。この時点ではその他社会組織もすべて居住区レベルに末端組織を形成していた（第 11-2 図参照）。さらに 2010 年以降は集団農業時代に由来する居住区も廃止され、各組織はすべて旧村レベルに末端組織を形成することになった（第 11-3 図参照）。



第 11-1 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（～1996 年）



第 11-2 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（1997～2009 年）



第 11-3 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（2010 年～）

出典：筆者自身の調査による。

また 1993 年に農民に農地を分配した際に、村に池の一部の管理をまかされるようになった。村は村人にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。「1. 歴史編」において前述したように、ベトナムの伝統村落は公田という村落共有田を有していたが、それと同様な村落の財産が復活したといえる。その他の村にとって必要なインフラは村人のカンパによってまかなわれている。2014 年現在カオドイ村では、村人が公共用に拠出する金額の約 98% が村レベルで使用され、社（行政村）へ支払うのはわずか 2 % のみ（土地・家屋税等）である。また「郷約」（村の掟）の現代版であるカオドイ村の「規約」を 2003 年に作成し、村落の自治機能を明文化した。そしてカオドイ村は 2012 年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社（行政村）も 2015 年に新農村に認定された。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた。

筆者はカオドイ村において、2005 年にほぼ全戸の世帯の家計についてアンケート調査を実施した（これを以下「2005 年調査」と称する）。また 2005 年に続いて 2010 年にも同様のアンケート調査を実施している（以下「2010 年調査」）。以下はその結果分析から、5 年間のカオドイ村の経済の変化を分析する。

（1）家計の全体的傾向

2005 年・2010 年ともにデータが取得できた 180 世帯について、それぞれの年の年間世帯所得順に 20% の所得ごとに 5 階層に分類（第 1 層が最富裕で村の所得の 20% を占める）した。第 6-1, 6-2 表は、階層別の世帯数とその世帯数で割った平均所得、部門ごとの各階層全所得に占める構成比（%）、を計算したものである。なお耕種農業所得には自家消費分のコメも市場価格（2005 年：2,300 ドン/kg，2010 年：5,500 ドン/kg）で計上している。

全般的傾向としていえることは、第一に、両年とも貧しい層ほど総所得に占める耕種農業の比率が高いことである。最貧困層（第 5 層）は両年とも所得の約 4 割を耕種農業から得ており、この数字は上記のように自家消費分のコメを計算したものである。つまり、市場経済化に伴う現金収入源はその他の部門で獲得されたものである。第二に、工場労働・海外出稼ぎの急増である。

さらに第 6-3 表に 2005 年時点での階層別にみた 2010 年の農家所得を、第 6-4 表に（第 6-3 表の数値）－（第 6-1 表の数値）をまとめて同一世帯の 05 年から 10 年への変化を示した。これらの表から、2005 年時点での階層別に 10 年への変化を分析する。旧第 1 階層の変化の特徴は、10 年は養鶏の比重が激減（鳥インフルエンザによる殺処分）し、代わりに自営業（農産物の集荷販売、店舗経営、鉄鋼所の個人経営、等）に転ずる者が出たことである。また一部は工場労働に転じたが、海外出稼ぎはない。旧第 2・3 階層は 05 年から海外出稼ぎによる所得が大きな割合を占めている層であり、変化の特徴は、10 年には養豚・養鶏・自営の減少、工場労働の増加がみられたことである。旧第 4, 5 階層の変化の特徴は、工場労働や海外出稼ぎによって所得を伸ばしたことである。特に最貧困層（旧第 5 階層）の耕種農業の割合が激減している（41.60%→24.98%）。

第 6-1 表 カオドイ村 180 世帯における階層別所得内訳（％）（2005 年）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					農地面積 との相関
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		141.2	47.0	27.4	17.4	8.1	20.3
農業 所得	耕種農業	2.37	7.45	15.47	27.17	41.60	18.91
	養豚	27.82	16.71	12.59	11.99	11.83	16.11
	養鶏	57.35	9.70	11.36	7.15	1.39	17.06
	水産	4.18	6.91	8.34	10.76	7.64	7.60
	その他農業 ³	1.49	3.65	6.09	8.74	9.42	5.91
省内 非農業 所得	自営	5.92	12.44	10.74	3.74	4.54	7.48
	非常勤 肉体労働	0.00	5.26	2.53	5.67	8.08	4.36
	工場労働	0.00	0.00	2.86	5.21	0.96	1.82
	その他雇用	0.36	0.16	10.65	1.05	1.83	2.76
省外 所得	外国	0.00	30.03	11.09	2.60	0.00	8.89
	南部	0.00	0.00	0.00	4.23	0.60	0.99
	北部	0.00	7.31	5.05	4.80	3.83	4.25
給付金 ⁴		0.51	0.38	3.22	6.87	8.27	3.87

出典：2005 年および 2010 年における筆者自身による家計調査。

注 1）世帯数は各所得階層に属する世帯数である。

注 2）平均所得は各所得階層毎の平均。1 米ドル≒15,000 ペトナムドン（2005 年），20,000 ペトナムドン（2010 年）。

注 3）「その他農業」とは、肉牛販売・養鶏以外の家禽（アヒルなど）・農業労働。

注 4）「給付金」とは、年金・社会政策助成金。

第 6-2 表 カオドイ村 180 世帯における階層別所得内訳（％）（2010 年）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					農地面積 との相関
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		6	15	23	38	98	180
平均所得(百万ドン) ²		291.0	121.5	77.9	46.8	18.6	49.8
農業所得	耕種農業	3.38	10.11	14.20	19.73	39.42	17.48
	養豚	3.28	22.26	15.67	12.55	15.03	13.85
	養鶏	11.02	7.24	1.58	1.12	0.16	4.19
	水産	0.66	1.60	4.09	2.72	3.65	2.55
	その他農業 ³	3.16	3.42	1.73	5.79	3.55	3.53
省内 非農業所得	自営	5.73	5.18	13.46	11.25	5.79	8.27
	非常勤肉体労働	0.00	9.16	4.80	12.82	5.31	6.45
	工場労働	2.27	4.66	10.89	14.19	7.14	7.84
	その他雇用	42.38	1.65	13.85	1.02	1.70	11.91
省外 所得	外国	25.96	32.45	11.42	3.15	0.00	14.57
	南部	1.37	0.00	0.00	0.00	0.71	0.41
	北部	0.00	0.00	5.36	7.31	2.42	3.01
給付金 ⁴		0.78	2.27	2.95	8.34	15.11	5.93
							-0.24

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 6-3 表 カオドイ村 180 世帯における 2005 年階層別の 2010 年の所得内訳（％）

		2005 年各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					全体
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		97.3	103.0	57.6	46.6	36.9	49.8
農業所得	耕種農業	5.35	7.86	11.92	20.04	24.98	17.48
	養豚	28.07	9.44	14.70	12.05	14.65	13.85
	養鶏	13.61	0.12	7.48	1.25	5.13	4.19
	水産	2.39	3.78	4.16	1.79	1.71	2.55
	その他農業 ³	0.00	1.57	4.20	7.32	2.42	3.53
省内 非農業所得	自営	38.01	3.88	5.58	11.72	5.22	8.27
	非常勤肉体労働	0.00	8.31	1.67	6.23	8.75	6.45
	工場労働	9.86	2.06	6.22	10.47	9.54	7.84
	その他雇用	0.00	32.16	27.21	1.80	2.83	11.91
省外 所得	外国	0.00	27.79	8.66	15.51	12.25	14.57
	南部	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	0.41
	北部	0.00	2.18	2.41	1.00	5.36	3.01
給付金 ⁴		2.71	0.83	5.79	10.81	6.04	5.93

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 6-4 表 カオドイ村 180 世帯における 2005 年階層別の 05 年から 10 年の変化
：（第 6-3 表の数値）－（第 6-1 表の数値）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	全体
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		-43.9	56.0	30.2	29.2	28.8	29.5
農業所得	耕種農業	2.98	0.41	-3.55	-7.13	-16.61	-1.43
	養豚	0.24	-7.27	2.12	0.06	2.82	-2.26
	養鶏	-43.75	-9.58	-3.88	-5.91	3.74	-12.86
	水産	-1.79	-3.13	-4.18	-8.97	-5.93	-5.04
	その他農業 ³	-1.49	-2.08	-1.90	-1.42	-7.00	-2.38
省内 非農業所得	自営	32.10	-8.55	-5.16	7.98	0.68	0.79
	非常勤肉体労働	0.00	3.05	-0.86	0.56	0.67	2.09
	工場労働	9.86	2.06	3.35	5.27	8.59	6.02
	その他雇用	-0.36	32.00	16.55	0.75	1.00	9.15
省外所得	外国	0.00	-2.24	-2.43	12.91	12.25	5.68
	南部	0.00	0.00	0.00	-4.23	0.51	-0.58
	北部	0.00	-5.12	-2.65	-3.81	1.53	-1.23
給付金 ⁴		2.20	0.45	2.58	3.94	-2.23	2.06

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 7 表は、2005 年から 2010 年にかけての階層変動を世帯数で示したものである。各階層に属する世帯数に大きな変化がないため所得格差は大きくないが、階層間の移動は活発に行われている。180 世帯のうち、階層が変化していないのは 87 世帯である。つまり半分以上の世帯が階層を移動している。このように、市場経済化にともなって階層分化が進行しているが、決して階層は固定していない。つまり結果の平等は保障されないが、機会の平等は保障されているのである。これを保障しているものを解明するために、以下は所得源別に分析を行う。

第 7 表 カオドイ村の 2005 年から 2010 年にかけての階層変動（世帯数）

		2005 年の階層					
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	計
2010 年の階層	第 1 階層	1	1	1	1	2	6
	第 2 階層	1	6	2	2	4	15
	第 3 階層	2	2	7	6	6	23
	第 4 階層	1	4	2	13	18	38
	第 5 階層	0	3	14	21	60	98
	計	5	16	26	43	90	180

出典：第 6-1 表に同じ。

(2) 耕種農業

2005 年と 2010 年における農地の利用状況を第 8 表に示す。当村では一経営体の耕地面積が 2 反未満の零細経営である。これは 1993 年（土地法改正時）に一人あたりの水田面積が均等になるように分配され、その後も流動化がおきていないことによる。

紅河デルタでは土地分配に際して、一人あたりの総面積を平等にするだけでなく地味ごとの取り分面積も平等になるように分配した。その結果、カオドイ村を含むホップティエン社（行政村）では一世帯平均 6 筆に分散することになった。当地では農業の脱集団化によって農業合作社は崩壊したが、農地の零細性・分散作圃によって隣人との協調行動をとり続けざるをえない。その意味で農地の均等分配は、従来からのムラ結合を維持させる効果を持った。その後 2003 年の農地の交換分合によって一世帯平均 3.8 筆に、さらに 2015 年に完了した交換分合によって 1.8 筆にまで集積された（2017 年 3 月ホップティエン社における聞き取り調査より）。

農地は二期作の水田がほとんどであり、その裏作として野菜も栽培されている。これらの点は 2005 年と 2010 年で変化がないが、最も大きな違いは二期作の水田の合間に栽培する野菜の面積の急激な減少である。これは後述の工場労働のように非農業就業の機会が増大したことによる。

第 6-1、6-2 表には、実際に耕作している農地面積との相関も計算して記載した。農地が均等に分配されたため、総所得および耕種農業を除くほとんどの職種で農地面積との相関が低い。特に工場勤務や国内出稼ぎには相関関係は見られない。このことは、他の途上国にはみられないベトナム紅河デルタの特徴であろう。また 2005 年に海外出稼ぎとの負の相関があり、2010 年に拡大しているのは、後述のように、2005 年段階では海外に出稼ぎに行く者は女性（世帯の妻）が主だったのが、2010 年には男性（世帯主またはその息子）も出稼ぎに出るようになって、耕作できない農地を貸し出すようになったからである。

農地の使用権売却はほとんど行われていない。農地の賃貸は、両年とも老人世帯や非農業世帯が耕作できない農地を隣人や親戚にほぼ無償で貸借しており、農地の賃貸市場は成立していない。農民にとって稲作は、生存維持のためのものであり、たとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培する。

第 8 表 カオドイ村の耕地面積

	2005 年	2010 年
水田面積 (㎡)	314,630	282,572
うち裏作割合 (%)	58.2	33.4
世帯あたり (㎡)	1,692	1,527
その他農地 (㎡)	9,696	8,360
農地面積合計 (㎡)	324,326	290,932
世帯あたり (㎡)	1,744	1,573

出典：第 6-1 表に同じ。

(3) 工場労働

交通アクセスのいいハイズオン省は、外国からの投資も多く、ナムサック県内には 2003 年に二つの工業団地が建設された。このことから、表 6-1~6-4 においても 2005 年から 10 年に「工場労働」（多くが若年女性の縫製工場勤務）が急速に拡大したことが確認できる。世帯数では、05 年の 7 世帯から 10 年の 33 世帯に、所得構成比では 1.82%から 7.84%に急増している。工場労働の平均所得は 20 百万ドンを越える。これは耕種農業の 2 倍以上であり、不安定な日雇い労働よりも多く、自営と並ぶ水準である。学歴も要求されず収入も安定しているため、多くの若者が就業している。村から日帰りで工場に通勤可能なため、ベトナム北部への出稼ぎは減少している（15 世帯→9 世帯）。また後述する海外出稼ぎの増加によって、ベトナム南部（ホーチミン市周辺）への出稼ぎも減少している（6 世帯→4 世帯）。

第 9 表は 2005 年工場労働世帯 7 世帯が 2010 年にどう階層変動したか、また工場労働を続けたかを示したものである。7 世帯のうち階層が下がった世帯はすべて、05 年当時に勤務（いずれも縫製工場）していた娘が嫁入りして独立したことによる。自分の意思で工場をやめてもっと条件のいい職へ転じた者はいない。

第 10 表は、2010 年に新たに工場労働を始めた 30 世帯が 2005 年から 2010 年にかけてどのように階層変動したかを示したものである。30 世帯のうち多くが階層を向上させている（下落 8、維持 7、上昇 15）。また 30 世帯のうち、26 世帯が 2005 年は中から下の階層（第 3~5 階層）で、工場労働には資金が必要ないことを示している。なお、2004 第 1 階層から下落した 2 世帯は水産・養豚の規模縮小、第 2 階層から下落した 2 世帯は 05 年に行っていた海外出稼ぎからの帰国で失われた所得を穴埋めするために、新規工場労働を始めた世帯である。

総人口の約 7 割がいまなお農村に居住するベトナムでは、ルイスの 2 部門発展モデル（農村から工業部門へ、最低生存水準をわずかに上回る賃金で労働力を供給）における「転換点」（過剰労働力の枯渇）を迎えていないにも関わらず、近年都市の工場でストライキが頻発している。原因として、都市の生活コストがあげられる。農村から日帰り可能な地方都市の工業団地は、国土の均衡的発展と輸出志向の両立（ドイモイの目的）ができるので、ベトナム政府は地方都市の工業団地へ工場を積極的に誘致している。

耕種農業の項で前述したように、農民はたとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培する傾向にある。2010 年工場労働 33 世帯のうち、耕種農業を営んでいないのはわずか 1 世帯だけであった。

第9表 カオドイ村の2005年工場勤務世帯と2010年の状況

世帯記号	05年階層	10年階層	10年の工場勤務	10年に工場勤務をやめた理由
A	3	5	×	勤務していた娘が嫁入り
B	4	5	×	勤務していた娘が嫁入り
C	4	3	△	05年世帯主勤務造船工場が破産。10年は娘が縫製工場。
D	5	3	○	
E	4	5	×	勤務していた娘が嫁入り
F	3	3	○	
G	4	3	○	

出典：第6-1表に同じ。

第10表 カオドイ村の2010年新規工場勤務世帯の2005年から2010年にかけての階層変動（世帯数）

		2005年の階層					
		第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	計
2010年の階層	第1階層	0	0	1	0	1	2
	第2階層	0	0	0	1	1	2
	第3階層	1	1	1	0	2	5
	第4階層	1	1	0	3	9	14
	第5階層	0	0	1	3	3	7
	計	2	2	3	7	16	30

出典：第6-1表に同じ。

（4）海外出稼ぎ

2005年の家計調査では、カオドイ村で外国から送金を受けた14世帯のうち、12世帯が台湾での住み込みの女中（オシン⁽⁴⁾）をしている夫人からの送金であった（残りはロシアとマレーシア）。これらの世帯を対面調査したところ、本人および夫の学歴はほとんどが中卒であり、特に学歴が渡航条件とはなっていない。そのため、村内でも比較的貧しい層から海外へ出稼ぎに出ている。その他の特徴として、親族が海外出稼ぎを経験済みのケースが多かった。その理由として、①信頼できる人間から実情を聞いてから渡航できることによる安心感、②渡航前に必要な経費を親戚から借りられる、といった点があげられる。彼女たちは1回2年間の契約（1年延長可）で台湾人の家庭に住み込み、一日中家事や老人介護の仕事に従事する。村では日雇い労働で月に30～50万ドン程度しか稼げないのに対して、台湾で「オシン」をすれば派遣1年目で200～300万ドン、2年目からは500～800

万ドルの送金が可能になる（2005 年のデータ）。台湾からの送金はほとんどの世帯で家屋の新築・改築に使われる。家を新築するために契約を更新してさらに 3 年間台湾で働く女性もいた。

なお台湾は 2005 年にベトナム人の家事・家庭内介護職の新規受け入れを停止した（新美（2014））が、彼女たちの送金によって建てられた家は村人たちに海外出稼ぎがいかに儲かるかを教え、その後も海外出稼ぎが続くようになった。2010 年には、これまでの台湾（いずれも 05 年から継続して台湾渡航）に加えて、キプロス 3 世帯（農業労働、オシン）、サウジアラビア 2 世帯（オシン、工場労働）、レバノン 1 世帯（オシン）、マレーシア 1 世帯（工場労働）、韓国 1 世帯（工場労働）と、渡航先も職種も多様化している。第 11 表は 2010 年に新たに海外出稼ぎを始めた世帯を示したものである。ほとんどが 2005 年は下層（4,5 階層）であり、資金面でのハードルは低い。唯一の例外は、2005 年に大規模な養鶏を営んでいたが鳥インフルエンザを期に養鶏を廃業し、妻がキプロスに渡航した世帯 M のケースである。

海外出稼ぎ者の情報入手経路をみると、最初は親戚から、その後は村の隣人から情報を入手している。市場経済化の中の海外出稼ぎという動きにも、地縁・血縁という昔ながらのムラ結合が重要であることがわかる。

第 11 表 カオドイ村の 2010 年新規海外出稼ぎ世帯一覧

世帯記号	05 年 階層	10 年 階層	渡航先	業務	備考
H	5	4	レバノン	オシン	
I	4	3	サウジアラビア	工場	
J	5	4	サウジアラビア	オシン	
K	5	1	韓国	工場	
L	5	2	台湾	介護職 ⁽⁵⁾	
M	2	2	キプロス	オシン	養鶏経営中止
N	5	3	マレーシア	工場	

出典：第 6-1 表に同じ。

（５）家計調査のまとめ

「１．歴史編」で指摘したように、ベトナムは急速な工業化にもかかわらず安定した農村人口を維持しており都市と農村の所得格差も大きくない。その背景にあるのが前述した地方都市に工業団地を建設する政策である。カオドイ村のあるナムサック県でも工業団地が建設され、多くの青年が日帰り通勤している。また工場労働とともに、急速な所得向上をもたらしている要因が海外出稼ぎであった。

またカオドイ村は市場経済化にともなって階層分化が進行しているが、決して階層は固定していない。つまり機会の平等は保障されており、その保障する装置が各世帯の有する水田である。農民はたとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培し、主食であるコメを市場経済から調達しようとはしない。

つまりコメ生産という観点だけから見れば非合理的な超零細経営は、ベトナムの工業化戦略（安定した農村と低賃金労働力を維持）と農民の生活保障の両面においてきわめて合理的である。当地では農地の交換分合は成功し一経営体あたりの分散錯雑状態は解消されたが、一部の農家に農地が集約されて大規模経営が誕生するということにはなっていない。つまり、超零細経営は解消されていない。

おわりに

ベトナムは長らく旧ソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化政策（ドイモイ政策）に転換し、今や世界第 2 位のコメ輸出国に躍り出た。本項はそのベトナムの農業（特にコメ）を歴史、現状の概況と、筆者自身の調査による個別事例の紹介によって考察した。

まず「1. 歴史編」において、ベトナムの市場移行の特徴と農村社会の特徴をまとめた。旧ソ連や東欧の多くの国では、全面的な価格自由化など一般にショック療法といわれる急激な市場移行戦略がとられ、これらの国々では市場移行は共産党支配体制の崩壊も伴った。それに対してベトナムはハイパーインフレーションを克服するためにショック療法的な改革を行ったにもかかわらず共産党支配体制を維持できたが、その背景として安定的な農村社会の存在を指摘した。また現在の政府も安定的な農村社会を維持する政策（村落自治の強化、農村工業化推進）を行っている。

続く「2. 現状編」において、コメの生産の概要と関連する政策を紹介した。近年ベトナムは価格支持を導入した。この政策は画期的であるが、政府の積極的な財政出動を伴わずリスクを業者に負担させているために、実際には機能しておらず、国営企業の赤字などの弊害も見られる。またコメ生産の制約要因として零細経営をとりあげ、その解消として農地の交換分合が政策的に進められていることを紹介した。

そして「3. 事例分析編」において、筆者自身のハイズオン省における調査結果を紹介した。調査村近くの工業団地への通勤等が急速な所得向上をもたらしているが、これらの就業機会を得た世帯も稲作を兼業しており、一部の農民への水田の集積は行われていない。この背景には、過去にハイパーインフレーションを経験し現在も市場経済化における変動リスクに直面している農民にとって、分配された農地で家族が食べるコメを自ら栽培することが最低限の生活保障となっている事実がある。またこのように兼業農家が日帰り通勤している状況は、食と住を農村で保障しているため工場にとっても安価な労働力を維持できる利点がある。つまりコメ生産という観点だけから見れば非合理的な超零細経営は、ベトナムの工業化戦略（安定した農村と低賃金労働力を維持）と農民の生活保障の両面にお

いてきわめて合理的である。たとえ現在進行形の農地の交換分合が計画通り実施され一経営体あたりの分散錯圃状態が解消されたとしても、超零細経営自体は容易に解消されないだろう。

注（１）本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお 2008 年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約 3.6 倍、人口は約 1.9 倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた（TCTK(2009)）。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（２）ネップ（New Economic Policy）とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として 1921 年に施行された市場原理の部分的導入である。

（３）当大会に向けてベトナム農業農村開発省は省独自の 10 大プログラムを発表した。具体的には、①農業生産・農村工業開発プログラム、②農村インフラ開発プログラム、③住宅開発プログラム、④生産を補助するサービス体制の開発プログラム、⑤教育・医療・社会サービスの開発プログラム、⑥農村文化開発プログラム、⑦農村の社会構成開発プログラム、⑧雇用創出プログラム、⑨天然資源管理・環境保全・改善プログラム、⑩飢餓撲滅・貧困削減プログラム、である（竹内 1997）。

（４）ベトナムでは女中のことを「オシン」という。日本のテレビ番組が由来である。

（５）2010 年アンケート票（在台湾の妻に代わって夫が回答）によれば「オシン」だったが、本文でも記述したようにこの時点では台湾のベトナム人「オシン」受け入れはないので、おそらく病院や介護施設などでの介護職だと推察される。

〔引用・参考文献〕

日本語文献

石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」、石田暁恵（編）『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦ー』、アジア経済研究所

伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会

今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64

岡江恭史(2010)「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開ーグローバル化と社会主義ベトナムー」『東南アジアー歴史と文化ー』第 39 号、東南アジア学会

小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質ー米の国際市場構造、米の先物取引の可能性などに関連させてー」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13、日本商品先物振興協会

加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体ー「基層レベルにおける民主制度規定」の分析よりー」『年報 人間科学』25

加藤弘之(2005)「発展途上国の市場移行：中国とヴィエトナム」，上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア』高
菅出版

グルー，ピエール（Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳）(1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社（原タイトル: Les paysans du
delta tonkinois）

坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通－流通構造からみたドイモイの再評価－」，高根務編『アフリカとアジアの農
産物流通』，アジア経済研究所

坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策－2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性－」，寺本実
編『転換期のベトナム－第11回党大会，工業国への新たな選択－』アジア経済研究所

桜井由躬雄(1999)「紅河デルタ」，桜井由躬雄・桃木至朗編『ベトナムの事典』，同朋舎

嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について－郷約再編の一事例の検討－」『慶応義塾大学
言語文化研究所紀要』24

白石昌也(1993)『ベトナム－革命と建設のはざま－』，東京大学出版会

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」，東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治の
ダイナミズム（講座・東アジア近現代史5）』，青木書店

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第38巻第8号，アジア経済研究所

田原史起(2000)「村落統治と村民自治－伝統的権力構造からのアプローチ－」，天兒慧・菱田雅晴編著『深層の中国
社会-農村と地方の構造的変動』，勁草書房

寺本実・坂田正三(2009)「2008年のベトナム」『アジア動向年報2009』，アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナム－ドイモイの成果と課題－」，渡辺利夫（編）『アジア経済読本（第3版）』，
東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』，勁草書房

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』，名古屋大学出版会

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』，日本評論社

新美達也(2014)「ベトナム人の海外就労」『アジア研究』第60巻第2号，アジア政経学会

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』，岩波書店

藤田麻衣(2006)「ベトナムのWTO加盟への歩み」，坂田正三（編）『2010年に向けたベトナムの発展戦略』，アジア
経済研究所

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生－ベトナムにおける改革路線の形成過程－』，青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」，三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

ラヴィーニュー，マリー（柗原学訳）(2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献

Kerkvliet, Ben, Anita Chan, and Jonathan Unger (1999) "Comparing China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet,
and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria
Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

National Bureau of Statistics of China（中華人民共和国国家統計局）(online), Annual Data（中国統計年鑑）

(<http://www.stats.gov.cn/english/Statisticaldata/AnnualData/>), 2017 年 1 月 6 日アクセス

Naughton, Barry (1996) “Dinsinctive Features of Economic Reform in China and Vietnam” John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Nguyen Ngoc Que (2009) ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo

Williamson, John(1994) “In Search of a Manual for Technopols” John Williamson (eds.) *The political economy of policy reform*, Institute for International Economics

World Bank(online) World development Indicators (<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>), 2017 年 1 月 6 日アクセス

World Bank(1990) *Vienam –Stabilization and Structural Reform- (Report No. 8249-VN)*

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

ベトナム語文献（書籍）

CCPDTV（Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社）(2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010*（2009 年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告）

CCPDTV(2014). *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014*（2013 年度のベトナムのコメおよび次年度の展望に関する報告）

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995*（1945～1995 年のベトナム農業）. Nha Xuat Ban Thong Ke（統計出版社）

TCTK（Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局）(online). <http://www.gso.gov.vn> 2017 年 3 月 24 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000*（1975～2000 年農林水産業統計）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001*（2001 年農村・農業・水産業センサス）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005). *Nien Giam Thong Ke 2004*（2004 年度統計年鑑）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006*（2006 年度農村・農業・水産業センサス）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007*（2007 年度統計年鑑）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2009) *Nien Giam Thong Ke 2008*（2008 年度統計年鑑）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2011). *Ket Qua Khao Sat Muc song Dan cu nam 2010*（2010 年度生活水準調査の考察）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011*（2011 年度農村・農業・水産業センサス）. Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN（Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター）（2008） *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008*（2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告）

TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009*（2008 年度のベトナム稲作部門

及び次年度の展望に関する年次報告)

Vietnamnet (online) "Buôn gạo lỗ ngàn tỷ: Ông lớn Vinafood 2 thành 'cục nợ'" (コメ事業で何十億ドンもの損失。Vinafood 2 (南部食糧総公司) が巨額の赤字),

<http://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/dau-tu/buon-gao-lo-ngan-ty-ong-lon-vinafood-2-thanh-cuc-no-327487.html>, 2017 年 1 月 6 日アクセス

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao Va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省). 2011. *Thông Tư, Quy định chi tiết và tiêu chuẩn, trình tự, thủ tục, hồ sơ công nhận Danh hiệu "Gia đình văn hóa"; "Thôn văn hóa", "Làng văn hóa", "Ấp văn hóa", "Ban văn hóa", "Tổ dân phố văn hóa" và tương đương* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続き・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011 年 10 月 10 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) So:9/2000/NQ-CP, *Nghị quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2001). So:46/2001/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN(2008). So:391/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về rà soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó rà soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trong lúa nước nói riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009a). So: 491/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông Thôn Mới* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 491 号), 2009 年 4 月 16 日公布

CPVN(2009b). So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN(2009c) So:63/2009/NQ-CP, *Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010a). So: 800/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ Phê duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2010 – 2020* (2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 800 号). 2010 年 6 月 4 日公布

CPVN(2010b) . So: 109/2010/ND-CP, *Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN(2013) So: 62/2013/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定 第 62 号), 2013 年 10 月 25 日公布

CPVN(2016) Số:58/2016/QĐTTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ VỀ TIÊU CHÍ PHÂN LOẠI DOANH NGHIỆP NHÀ*

NƯỚC, DOANH NGHIỆP CÓ VỐN NHÀ NƯỚC VÀ DANH MỤC DOANH NGHIỆP NHÀ NƯỚC THỰC HIỆN SẮP XẾP GIAI
ĐOẠN 2016-2020 (2016～2020 年段階における国営事業の事業分類基準, 株式化と目録に関する首相決定 58 号), 2016
年 12 月 28 日公布

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/ CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai
tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep (農業合作社におけ
る請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月
13 日公布

DCSVN(1988) So:10/ NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep (農業経済管理におけるド
イモイに関する共産党政治局 10 号議決). 1988 年 4 月 5 日公布

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993) .Luat Dat Dai nam 1993 (1993 年土地法). 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN(2003) .Luat Dat Dai nam 2003 (2003 年土地法). 2003 年 11 月 26 日可決